

第2回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月18日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和3年2月18日(木)午後2時00分～3時00分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(17人) 会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、2番 栗野 隆夫、3番 荒井 喜代子、5番 関 閣夫、6番 齋藤 勉、7番 栗野 育夫、8番 増子 謙一、10番 中山 忠夫、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、13番 栗田 義之、14番 塩野目富夫、15番 小川 祥一、16番 興野 礼子、19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>4. 欠席委員(1人) 18番 堀江 恒夫 委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画(第227号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 零 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和3年 第2回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、18番 堀江 恒夫 委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、18名中 17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 経過報告を朗読 >

議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員は、10番 中山 忠夫 委員、19番 塩野 哲男 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。ここで、議案書の訂正があるようですので、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 訂正議案書により説明 ></p>
議長	<p>それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p> <p>事務局より説明いたします。3条の案件ですが整理番号3につきまして議案書に記載はありませんが、こちらにつきましては令和2年2月に第1号で空き家に付属した農地の指定を受けたものの案件になりますので、空き家に付属した農地の権利の取得の取扱い基準にのっとりのご審議をよろしくお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>この議案の中の整理番号9・10の審議については、農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、まずは、整理番号1から8の案件より審議いたします。調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 荒井 喜代子 委員をお願いします。</p>
3番 荒井 喜代子 委員	<p>2月7日、地元推進委員、申請人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、麦、ソバ。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、その他。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地</p>

<p>(3番 荒井喜代子 委員)</p>	<p>域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番について、6番 齋藤 勉 委員にお願いします。</p>
<p>6番 齋藤 勉 委員</p>	<p>2月8日、地元推進委員、申請人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりで。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、飼料作物。農業従事年数及び農業形態、約54年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、ローダー。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番について、7番 栗野 育夫 委員にお願いします。</p>
<p>7番 栗野 育夫 委員</p>	<p>2月9日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりで。なお、本件は先ほど事務局から説明があった通り、また添付資料の通り令和2年2月21日、本委員会において空き家に付属した農地として、既に指定されており買受人が農業者としての要件を必要といたしません。また、併せて5年以上継続して耕作する旨の誓約書及び空き家と農地を同時に購入する売買契約の借入契約書の提出がされております。また現地調査の結果、同地区内の水田等は保全管理の状態であり、周辺に耕作されている農地は皆無でありました。従いまして、周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響はすべて問題なし。以上ことから那須烏山市農地等の権利権限に関する別段面積、空き家に付属した農地の権利所得の取扱い基準の要件を満たしており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番について、8番 増子 謙一 委員にお願いします。</p>
<p>8番 増子 謙一 委員</p>	<p>2月16日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりで。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となり</p>

<p>(8番 増子 謙一 委員)</p>	<p>ます。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約15年。第1種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機。取得地への通作距離、約3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われる。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号5番、6番について、13番 栗田 義之 委員にお願いします。</p>
<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>2月11日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ソバ、麦。農業従事年数及び農業形態、約60年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われる。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>2月11日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約10年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約6km。申請地は出入口がなく、長い間遊休農地になっておりました。現在の受人の農地は、隣り合わせの地続きになっておりますので、麦、そばを耕作するという事です。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われる。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号7番について、14番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p>
<p>14番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>2月7日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号7のおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、大豆、ソバ、カボチャ。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。</p>

<p>(14番 塩野目富夫 委員)</p>	<p>農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号8番について、16番 小川 祥一 委員にお願いします。</p>
<p>16番 小川 祥一 委員</p>	<p>2月7日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号8のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約35年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1から8までの案件につきましては、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1から8までの案件につきましては、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。それでは次に整理番号9・10の案件の審議に入りますが、その前に16番 興野 礼子 委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>休憩いたします。(午後 2時 26分)</p>

<p>議長</p>	<p>< 16番 興野 礼子 委員 退席 ></p> <p>再開いたします。(午後 2時 27分)</p> <p>整理番号9番、10番について、2番 栗野 隆夫 委員をお願いします。</p>
<p>2番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>2月8日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号9及び整理番号10のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、飼料作物、野菜。農業従事年数及び農業形態、約11年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コーンハーベスター、ロールベアラー、乳牛120頭。取得地への通作距離、約0.2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号9番、10番について、調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号9・10の案件につきましては、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号9・10の案件につきましては、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。16番 興野 礼子 委員の復席をもとめます。</p> <p>休憩いたします。(午後 2時 30分)</p> <p>< 16番 興野 礼子 委員 復席 ></p>

議長	再開いたします。（午後 2時 31分 ）
	興野 礼子 委員に申し上げます。日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」中、整理番号9・10の案件につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、2番 栗野 隆夫 委員にお願いします。
2番 栗野 隆夫 委員	<p>2月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号、整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が山林・宅地・青地。西が宅地。南が宅地。北が山林・宅地。同意書、無。権利の移転、設定、地上権の設定、21年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,533㎡ 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル48枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、事業者により現状復旧し返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年3月1日から令和3年6月30日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>2月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が道を挟んで田、南が田・雑種地、北が宅地・雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積 1,661㎡ 転用面積 1,323㎡ 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル390枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自</p>

(2番 栗野 隆夫 委員)	然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の預金通帳写しにより事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年3月1日から令和3年3月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、1番 金子 博 委員をお願いします。
1番 金子 博 委員	2月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号、整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が公衆用道路、西が宅地、南が雑種地、北が水路を挟んで田。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●神社の神主を務めているが、参拝者の増加により駐車場が不足したため、参道に隣接する申請地を賃借し、砂利を引いて駐車場として整備した。賃借を開始した際に農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。転用面積 100 m ² 駐車場 4台。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。その他、他法令等との関係等、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号4番、5番について、10番 中山 忠夫 委員をお願いします。
10番 中山 忠夫 委員	2月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号、整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が道を挟んで雑種地、南が畑、北が道を挟んで宅地。同意書、有。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年間。転用計画、転用事業者は、●●●●に住所を有し、会社員の副業として太陽光発電事業を行っているが、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,160 m ² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル208枚、周囲フェンス設置、入口 南側。管理計画、維持管理、保守管理は管理会社に委託。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年3月20日から令和3年4月20日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文

<p>(10番 中山 忠夫 委員)</p>	<p>化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>2月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号、整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田・畑、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで宅地。同意書、有。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年間。転用計画、転用事業者は、●●●に住所を有し、会社員の副業として太陽光発電事業を行っているが、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 767 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル132枚、周囲フェンス設置、入口 南側。管理計画、維持管理、保守管理は管理会社に委託。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年4月25日から令和3年5月20日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>整理番号2番について、二点確認したいことがあります。2筆あるようですが、その2筆に別の人の土地が完全に囲まれているというのが第一点。あともう一点は宅地のすぐ脇に太陽光が設置されるのに、同意書無とあります。そうすると一つの筆は原野で、この原野は完全に囲まれてしまう。宅地も同様に囲まれてしまう。おのおの原野と宅地の所有者が違うので同意書が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>7番 栗野 育夫 委員</p>	<p>●●●のところだと思うのですが、この土地は竹林になっており、家はあるのですが、実際には住んでおらず原野化しており懸念されることはないと思われます。調査の時、確認してまいりました。宅地になっておりますが実際は原野です。</p>
<p>事務局(零)</p>	<p>もう片方の●●●番の原野について事務局から説明させていただきます。こちらの土地は既に原野で、農地転用許可の対象ではないのですが、この土地も含めて転用の3筆を合わせて太陽光の計画がされているところであります。転用について同意書は無と資料には書いてしまったのですが、この原野の土地については、所有者から太陽光目的で使用することの承諾を得ております。確認の書類は事務局でいただいておりますので補足させていただきます。</p>

9番 石川 実 委員	宅地の所有者の●●●氏と連絡はとれたのですか。
事務局 (雫)	所有者の●●●氏に連絡を取ろうとしたのですが、連絡がつきませんでした。同意書をいただいているのは、●●●番の原野の所有者の●●●氏になります。
19番 塩野 哲男 委員	事務局に確認です。前回、太陽光に関する面積要件があったかと思うのですが、いつから施行になるのでしょうか。
事務局長 (相ヶ瀬)	説明させていただきます。1,000㎡以上の太陽光設置開発については、土地利用対策で審議するという事で、4月1日施行になっております。それから以降の受付分からということだと思います。太陽光に関しては、3,000㎡以上から1,000㎡以上に変更になります。
19番 塩野 哲男 委員	整理番号5で、申請地は●●●から北西に約600mのところとあるが、申請地案内図の地図と合わない気がするが。
9番 石川 実 委員	これは選定経過地の場所の地図ではないのか。
19番 塩野 哲男 委員	選定経過地図なら、選定経過地図だと大きく記載がないとわからない。今後はっきりと記載して欲しい。
	< 他に質疑なし >
議長	上程中の議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第227号)の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局（雫）	<p>議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画（第227号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対し5件 更新16件です。利用権の設定を受ける者14名、利用権を設定する者18名です。利用権の設定面積は、98,021㎡です。令和2年度 累計は、903,667㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年2月26日公告予定です。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
19番 塩野 哲男 委員	<p>整理番号13番の訂正をお願いします。関与した委員名が私になっております。申請書の訂正をしないでそのまま出してしまったものですから。設定を受ける者が●●●氏、設定をする者が●●●氏の利用内容の賃借料ですが、10アール5,000円とありますが、3,000円に訂正をお願いします。</p>
議長	<p>事務局からお願いします。</p>
事務局長（相ヶ瀬）	<p>整理番号13番、●●●氏と●●●氏の賃借の件です。賃借料の10アール5,000円を3,000円に訂正をお願いします。</p> <p>< 他に質疑なし ></p>
議長	<p>上程中の議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第227号）の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第7議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第227号）の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。</p> <p>（ 午後 3時 00分 ）</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月18日

議 長

10 番

19 番